

(参考様式3)

会 議 録

| | | | | |
|--|--|--------------|------|----|
| 会議の名称 | 平成27年度第1回東村山市保育料等審議会 | | | |
| 開催日時 | 平成27年8月24日(月) 19:00~20:17 | | | |
| 開催場所 | いきいきプラザ2階 学習室 | | | |
| 出席者 及び欠席者 | ●出席者： (委員) 遠藤剛之職務代理、渡邊儀一郎委員、武城順子委員、磯村智香子委員、小林孝幸委員、比留間康昌委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、半井児童課長、吉原子ども育成課長補佐、小町児童課長補佐、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、上野子ども育成課主任、嶋崎子ども育成課主事、柳田子ども育成課主事 ●欠席者：杉山浩章会長 | | | |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴不可の場合はその理由 | 傍聴者数 | 5名 |
| 会議次第 | 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 事務連絡 4. 議事 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について (2) 児童クラブ使用料について 5. 報告事項 (1) 平成26年度保育料及び児童クラブ使用料の徴収率について 6. その他 | | | |
| 問い合わせ先 | 子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111(内線3198) | | | |
| 会 議 経 過 | | | | |
| 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 事務連絡 4. 議事 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について ・職務代理 議事(1) 保育認定の利用者負担(保育料)について、事務局より説明を願いたい。 ・子ども育成課長 | | | | |

保育認定の利用者負担、保育料については、平成 26 年 12 月 22 日の保育料等審議会の答申を踏まえ、平成 27 年 3 月の定例会において東村山市保育料徴収条例を廃止し、東村山市保育所利用者負担に関する条例を新たに制定した。前回の答申において、「保育所の利用者負担は平成 27 年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成 28 年度において、国基準比率の 50%になるよう検証すべきである。」とされている他、「本答申において改正後の影響について平成 27 年度以降の保育料等審議会で検証したい。」と記されている。

【配布した資料 1、参考資料について説明】

・子ども育成課長

平成 27 年度の国基準比率（国が定めた利用者負担の額）と市が徴収する利用者負担の比率を算出した結果、対国基準比率が 46.91%となった。つまり国の定めた利用者負担のうち、46.91%を保護者が負担し、残りの 53.09%は市が負担している状況である。

平成 26 年度は対国基準比率が 48.7%の見込みであるから、平成 27 年度はそれより 1.8%下がることになる。従来より国基準比率の 50%を目途に改定を行い、段階的に 50%に近づけてきた。直近の改定では、平成 27 年 4 月から開始される子ども・子育て支援新制度に円滑に移行することを重視し、基本的に国の考え方にに基づき、新制度に対応するための改定を行ったものである。

大きな変更点としては、

- ・所得階層区分の決定方法を従来は所得税を算定根拠に保育料を決定していたが、平成 27 年度からは市町村民税の所得割額を算定根拠にすることになった。
- ・旧年少扶養控除の再算定を廃止し、改定前後で極力中立的なものになるよう、つまり旧年少扶養控除を極力反映した所得階層区分に変更した。
- ・多子世帯の負担軽減策として同時在園の場合の第 3 子以降の利用者負担額を 0 円としたことである。

検証するに当たり 3 歳未満児、3 歳以上児の国基準比率をそれぞれ出したところ、3 歳未満児の国基準比率が 52.2%に対して、3 歳以上児の国基準比率が 43.07%と、3 歳以上児の国基準比率が全体の数字を押し下げている状況である。

国の所得別階層が 8 階層に対し、当市ではより世帯の所得に応じた階層を設定するために従来から 23 階層としている。したがって、市の各所得階層については国の利用者負担の 50%に統一されているわけではなく、所得階層ごとに国基準比率が異なる。先ほど申し上げたような新制度対応に伴う制度変更により、階層区分が変化し、結果として国基準比率が下がったものと考えている。

・職務代理

事務局からの説明についてご意見ご質問等あるか。

・A 委員

資料 1 の※印に書いてある、認定こども園の保育所部分及び地域型保育事業は調査の対象としないという文言であるが、東村山市の待機児童がだいぶ減ったのは、このような施設に通う児童が増えたことが理由であるのに、その利用者負担については調査しないのか。

・子ども育成課長

認定こども園や地域型保育事業の施設については各施設が保護者から徴収を行っている仕組みになっている。今回の調査の対象及び資料に掲載したのは、従来通り市が利用者負担額を決定して、直接市が利用者負担を徴収している施設に限定した。

・A 委員

そうすると直接徴収されない施設に入った児童の家庭の利用者負担はどうすればわかるのか。各施設は、家庭の所得に応じて、このような細分化された利用者負担を設定して徴収できるのか。

公私立の認可保育所に入った児童とそれ以外の施設に入った児童の利用者負担額が全く異なることになるのではないかと。同じ市内の子どもなのに利用者負担が高くなることについて、市としては関係がないということなのか。

・子ども育成課長

それらの施設に通っている子どもでも、市の規則に準拠して徴収されているため、利用者負担額が全く異なるということにはならない。

ただし、これ以外に分類される施設、認証保育所、定期利用保育施設等については、施設が独自に保育料を設定して、徴収している。

・B委員

1点目として、資料1の国基準比率の46.91%という数値は平成27年度の見込みの数値ということによいのか。

2点目として、旧年少扶養控除の再算定の廃止について、昨年度の保育料等審議会の答申案で多子世帯の負担軽減策が必要という意見が出したが、4月以降に多子世帯で負担が増えたという意見が多数聞かれている。具体的にどのような軽減策が行われているのか、また、今後どのような軽減策を行う予定であるのか聞かせてもらいたい。

・子ども育成課長

1点目については、その通りである。

2点目について、改正にあたって当市でも試算をしたところ、国のモデルケース（夫婦、子ども2人世帯）では、基本的に利用者負担が変わらないものと考えている。しかし、子どもの人数が1人世帯では利用者負担は負担減であるが、子どもの人数が3人以上の世帯では負担増というケースがある。一番対象者が多かった階層で利用者負担額の増減を試算したところ、負担が減少したという世帯は28.2%であり、負担が変わらないという世帯は55.5%であり、負担が増えたという世帯が16.3%という結果が出た。

市としては、国のモデルケースを踏まえて子どもが2人いる世帯では影響がないように改定をしたが、子どもが3人以上いる世帯では負担増のケースがある一方、子ども1人いる世帯では負担が減少しているという状況である。

当市が行っている軽減策としては、就学未満児が3人以上同時在園している世帯について、3人目以降の利用者負担額を0円としている。

・B委員

利用者負担が増えた世帯が16.3%もいるということは、一部の世帯についてはより良い子育て支援に結びついていないという状況である。市としては何もやらないという考えなのか。

・子ども育成課長

当市のやり方はあくまで国の考え方に従って行っている。子どもが3人以上いる世帯は、同時在園の場合に3人目の利用者負担額を0円にすることで対応している。

旧年少扶養控除再算定の廃止の是非については、国の子ども・子育て会議でも議論されていたが、廃止の理由として

・年少扶養控除の廃止から、一定期間が経過していること、

・今後税制改正が行われた際に、旧年少扶養控除の再算定を行う方法が相当複雑になることが予想されること、

を踏まえて、新制度の利用者負担額の算定では旧税額の再算定ではなく、改正によって極力再算定を反映した階層の税額を変更することで対応することという方針が示され、当市でもそのような対応を取っている。

・職務代理

他に質問はないか。

保育認定の利用者負担について、平成26年12月22日の保育料等審議会の答申において、保育所の保育料は平成27年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成28年度に向け国基準比率が50%になるよう検証すべきであるとされていることを含めて、事務局が平成28年度にむけて考えている案があればお示しいただきたい。

・子ども育成課長

【資料（利用者負担調定額（改定案））を説明】

平成 27 年度の見込率の 46.91%と、平成 26 年度の保育料等審議会の答申の内容を踏まえ、本日現在の改定案を示したい。配布した資料が現在検討している改定案である。

先ほど申し上げた通り、平成 27 年度見込みでは 3 歳以上児の国基準比率の割合が低いことから、3 才未満児の利用者負担額は据え置き、3 歳以上児の利用者負担額のみを改定する案である。

C 階層を例とすると、3 歳以上児の第 1 子の利用者負担は、現行では月額 5,600 円であるが、改定案ではそれを 500 円引き上げ月額 6,100 円とし、階層区分ごとに段階的に引き上げ幅を大きくし、D20 階層では月額 3,800 円を引き上げる。

この改定案でいくと、標準時間認定の 3 歳以上児の国基準比率が 49.8%とほぼ国基準比率の 50%になる。事務局としては平成 28 年 4 月からこの改定案で利用者負担の徴収を行いたいと考えている。参考までにお話しすると、平成 23 年度の改定をした際には平成 24 年度、平成 25 年度の二か年で利用者負担の見直しをした。平成 24 年度は A B 階層を除き、一律 1,900 円の引き上げをし、平成 25 年度には D10 階層までは 1,200 円の引き上げ、D11 階層以上は 1,300 円の引き上げを行った。

・職務代理

平成 28 年度の改定案について、皆さんからご意見をいただきたい。

・B 委員

そもそも東村山市の利用者負担における 3 歳未満児と 3 歳以上児の国基準比率の差が大きい理由は何か。3 歳以上児の利用者負担が特段安くなっていた経緯は何かあるのか。

・子ども育成課長

平成 23 年度に改定をし、平成 24 年度、平成 25 年度で改定をした以前から、過去から 3 歳以上児が国基準比率よりかなり低く抑えられており、それが引き継がれてきた経緯がある。国基準比率でも 3 歳以上児は、3 歳未満児より利用者負担額が低く設定されているが、当市ではそれ以上に低額であった。

・B 委員

多摩地域の他の自治体と比較した場合、当市の 3 歳以上児の利用者負担額は安いのか、平均的なのかわかる範囲で教えてほしい。

・子ども育成課長

3 歳以上児に限定して他市との比較は行っていないが、3 歳以上児を含めて全体の国基準比率が 50%よりも下がっていて、その原因を分析すると 3 歳以上児が国基準比率に比べて低すぎるという状況にある。

・B 委員

平成 28 年 4 月から値上げすることについて、平成 24 年度、平成 25 年度の値上げは段階的ではあったけれども、月 3,000 円、年間にして 40,000 円前後の値上がりは大きかったという声が上がっている。

この改定案について、傾斜はつけているが、多い世帯で月 3,800 円の値上がりが一気に行われるのであれば今年度、来年度での急激な値上がりだと感じる。もしこれが本当に必要な値上げであるというのであれば、前回と同じように段階的な値上げにしてほしいと保護者としては思う。

・子ども育成課長

前回の改定の際にも激変緩和として 2 年で利用者負担を見直した経過がある。今示した改定案について、保護者への影響を緩和するということで、2 年がかりの改定という案も考えている。

・職務代理

そのほかに意見はあるか。

・A 委員

利用者負担の算定について、保育所が子どもの面倒を見るのに一人あたりいくらかかるから、それを利用者全体で分担しようという話だと思っている。

私が昔聞いた話では、3歳以上になると利用者負担額が安くなるのは保育士一人がみられる子どもの数が増えるから、結果的に保育士の加配数が減るから利用者負担額が3歳未満児に比べて半分になると昔聞いた。なので、3歳以上児の利用者負担額を値上げするということは、負担割合が変わったということなのか。

・子ども育成課長

例えばD20階層では3歳以上児の利用者負担は国の基準では99,400円と定めている。これの50%にするととなると、かなりの高額で急激な値上げになることから、傾斜をつけて負担割合を分担させている仕組みになっている。

すべてが50%どおりとなると、国の階層どおりの8階層の設定となってしまうが、当市では負担割合をなだらかにするために23階層にしている。例えば、国の8階層に合わせると、算定の基礎となる税額が少し上がっただけで、利用者負担額が1万、2万も上がるようになってしまう。当市では算定の基礎となる税額が上がっても、極端に値上がりしないように23階層にしている状況である。

・A 委員

3歳未満児の利用者負担額を基準にすると、3歳以上児の利用者負担額はその半額になると思っていた。いつから3歳以上児の利用者負担額がこんなに高くなったのか。

・子ども育成課長

どのような変遷を経て、3歳以上児の利用者負担額が上がっていったのかはわからないが、平成26年度以前の金額は変わっていない。3歳以上児の保育士割合が3歳未満児の保育士割合より少なくなることなども踏まえ、国基準が設定されている。

・A 委員

3歳以上児の利用者負担が昔に比べて上がったということは、保育士一人がみられる子どもの数が昔に比べて減ったということなのか。

・子ども育成課長

保育士割合については変わっていない。

・B 委員

当市の3歳以上児の利用者負担額が国基準に比べて相当安いことについて、私はわかっているが、普通の保護者はそれが安いということを全く実感していない。その中で3歳以上児のみの利用者負担額の改定が行われるということになると、3歳以上児の世帯のみが狙われたという感覚を持たれることになると思う。

どういう経緯でこの値段が設定されていたということも含めて、よほど丁寧な説明をしないと納得してもらえないのではないかと思う。そのため、説明はきちんとしてもらいたい。

・子ども育成課長

保護者一人ひとりへの説明は無理だとしても、改定の際には改定経緯も含め保護者に通知していく必要はあると思う。あるとき急に利用者負担額が変わっていたということではいけないので、改定経緯を説明する通知文等を作成していきたい。

・職務代理

市の丁寧な文書があればある程度納得はしてもらえらると思う。そのほかにご意見はあるか。

・C 委員

今回の改定額は国の階層額に準じた形で改定が行われていると解釈している。しかし、傾斜をつけて改定を行うと聞いたが、具体的な各階層の改定率を記載してもらえるとわかりやすいのではないかと思いますので、各階層の改定率も記載してもらいたい。

・子ども育成課長

改定額については国の負担割合の階層を踏まえ、その階層を基礎として額を定めている。

・職務代理

議事(1)についての議論はここまでとさせていただく。何かご意見等あったら9月4日(金)までに事務局に連絡いただきたい。

(2)児童クラブ使用料について

・児童課長

【資料2、資料4、資料5についての説明】

平成26年12月22日の保育料等審議会の答申において、児童クラブ使用料の改定については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、どの程度の高学年の使用があるかも踏まえて検討する必要となるため継続審理が適当であるという意見をいただいた。

今までは小学校低学年までが利用の対象であったが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い小学6年生まで対象となった。平成27年4月1日時点の高学年の入会状況は、4年生が64名、5年生が17名、6年生が1名の計82名の実績である。このうち障害を持った児童は16名である。

資料2について、児童数は平成27年度が平成26年度より全体159名の増加であり、この中に高学年82名が含まれている。

平成27年において、利用者1,417名のうち、高学年81名入会を原因とする経費負担があったかの検証は難しい。資料4では平成26年度と平成27年度の4月から6月までの光熱水費を比較した。25の施設のうち、3施設は複合施設であり、別所管が支払いを行っているため対象から除き、22施設のみを記載しており、児童数も22施設分を記載している。

児童数が145名の増加に対し、平成26年度と平成27年度の光熱水費の差は毎月平均10万円前後の差になる。高学年の入会がどの程度影響しているかはこの表では読み取れず、高学年入会を理由に増加したとは言い切れないと考える。

また、近隣市の児童クラブ使用料も資料5より、各市5,000円から5,500円であるから所管としては値上げには踏み切れる状況ではないと判断する。平成28年度も引き続き高学年入会に注視する必要があると考える。

・職務代理

ただいまの説明について委員の方々からご意見をいただきたい。

・A委員

資料4より児童数で光熱水費の総額を割ると、平成26年度では一人あたりの経費が2,457円だったのに対し、平成27年度は一人あたりの経費が2,448円と若干安くなっているのはなぜか。

・児童課長

光熱水費は電気、ガス、上下水道を計上している。

上下水道については2ヶ月ごとの検針であるから、区域によって、4~5月であったり5~6月であったりするので、およそ1月分として計上すると、誤差が生じることになる。

また、本町育成室、秋津育成室、栄町育成室、北山育成室では、児童館の中の児童クラブなので、メーターが別になっているわけではなく、半分が育成室の使用として計上しているため、厳密な料金の算出は難しい。

更に天候等によってエアコンや上下水道の使用状況が変わるなど、一概に値下がりについて説

明ができるわけではない。

ただ人は増えているため、本来であれば経費は増えるはずではある。

今後も各市の動向、社会状況、経費の増加を注視しながら、また保護者のご意見を参考にしながら児童クラブ使用料について、慎重に対応していきたいと考えている。

・職務代理

この点についても、ご意見があれば9月4日（金）までに事務局に連絡いただきたい。

5. 報告事項

(1) 平成26年度保育料及び児童クラブ使用料の徴収率について

・子ども育成課長

【保育料徴収率について、資料3の内容を説明】

平成26年度の実績については、現年度過年度合わせて97.98%となる予定であり、前年度より1%以上の上昇となる。

主な取組としては、平成24年4月から児童手当法の改正により、児童手当からの保育料の特別徴収ができるようになった。当市では平成26年2月の児童手当の支給分から特別徴収を実施している。平成26年度は平成26年6月、平成26年10月、平成27年2月の3回の児童手当の支給に伴い、3,814,000円を児童手当から特別徴収を行った。

基本的には納付書を郵送して毎月納めてもらうことになっているが、期限までに納入しない場合には督促状の送付、催告の電話、また自宅を訪問して徴収を行っている。それでも納付しない世帯には事前に保護者にお知らせしたうえで児童手当からの特別徴収を実施している。

現年度の徴収については本人の同意は不要だが、特別徴収の実施を連絡したうえでやっている。過年度の徴収については申出書に署名捺印をしてもらったうえで、児童手当から徴収を行うこととしている。

その結果、平成26年度について徴収率が上がった。

・児童課長

【児童クラブ使用料徴収率について、資料3の内容を説明】

平成26年度について、平成25年度より徴収率は下がったが、過年度と合計では平成22年度より年々徴収率を上げている。平成27年度についても徴収率の向上に努めていく。

次に児童クラブ使用料滞納者に対して、少額訴訟について平成26年度に実行したいと言っていたので、それについて報告したい。

平成26年度に実施すべく準備をし、同時に滞納者に対して督促や訪問も行った結果、対象者のうち2名の完納もあり、訴訟には及ばなかった。

今後も滞納者に対する徴収の手段として少額訴訟を含め、完納していただくよう努力していく。

・A委員

児童クラブ使用料というのは子どもの面倒を見てくれているから、その料金ではないのか。使用料というのは市民センターの使用料のように、児童クラブの部屋を使用するための料金だと考えていたが、児童クラブの使用料は使用者の人数が多ければ多いほど収益はあがるということか。

・児童課長

児童クラブの使用料は一人一人からいただいている。

保育所とは条件が違うが、放課後、児童の面倒を見られる方がいない方に使っていただくというのが条件なので、誰でも自由に使えるというわけではない。

・A 委員

名称について、「使用料」という文言に違和感を覚える。

・職務代理

各市はどういう呼び方をしているのか。

・児童課長

もともと児童クラブは各市が任意でやっており、国が法律を決めて市町村に実施させるようなものではなかった。名称は市によって育成料であるとか、使用料とか、それぞれ異なっている。また、市によって保護者からおやつ代を別途徴収するかしらないかの違い等もある。

今年度の子ども・子育て支援新制度が制定されるにあたって、初めて国から指針が示されて、放課後児童クラブという法律上の事業になった。

・職務代理

名称については法律で定められていないのか。

・児童課長

定めはない。昔は東村山市も使用料は無料から始めた。その後、場所を使うことから使用料という形で値段設定が行われていったという経緯がある。

・職務代理

A 委員が言ったように、施設を使うための料金を使用料と呼ぶ一方で、お子さんを施設で預けるための料金も使用料というのでは少し違和感があるのではないかと思う。名称について検討の余地があるのではないか。

・児童課長

条例を伴っているので、名称を変えらるとなると、条例の改正の必要性が生じてくる。

・A 委員

どのような条例なのか。

・児童課長

東村山市立児童館条例である。

その条例に月額であるとか、第二子の使用料は 3,500 円に下げるとか、免除についてなど記載されている。その条文の冒頭に使用料と記載されている。

・A 委員

「使用料」という名称がやはり納得いかない。何とか変更してもらいたい。

・職務代理

他のかたで名称についてご意見はないか。

・C 委員

保育料及び使用料の徴収方法について、両者によって過年度の徴収率が大きく異なるのは母数の違いによるものなのか。

・子ども育成課長

保育料は利用者によって利用料が異なるため、高額の方もいれば 0 円の方もいる。一方で、児童クラブ使用料は基本的に一人 5,500 円と定額とされていることで、違いが生じるかと思う。

- ・ C 委員

児童手当からの特別徴収については保育料の徴収のみが対象なのか。児童クラブ使用料については適用ではないのか。

- ・ 児童課長

児童クラブ使用料も徴収の対象となる。

- ・ A 委員

過年度の徴収率というのは、過年度滞納している分のうちの徴収できた割合ということか。平成 26 年度について 64.84%徴収できていないということか。

- ・ 子ども育成課長

指摘のとおりである。過年度の未徴収部分について、例えば、所得が下がって生活保護受給世帯になったということになれば、過年度の滞納分について徴収はできなくなるため、最終的には不納欠損という形で処理を行う必要がある。それぞれ個別事情ごとに対応していく。

- ・ 職務代理

児童クラブ使用料という名称については次回までに検討していただきたい。

- ・ 児童課長

了解した。検討、整理をして次回ご説明をする。

- ・ 職務代理

以上で報告事項は終了とする。

6. その他について

- ・ 子ども育成課長

次回の審議会の開催について、10月の開催を予定している。詳細の日程は会長と調整した後、各委員にお知らせする予定である。

<終了>